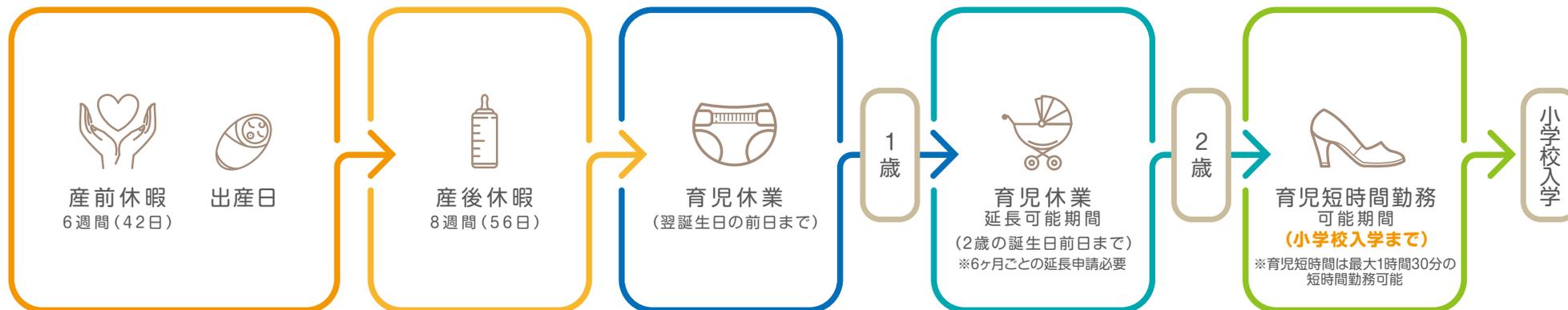


タカラレーベンの産休・育休イメージ図（原則）



産後休暇期間は働くことが禁止されていますが、**産前休暇、育児休業**は本人からの**請求・申出が必要**になります。

産休は正社員、パート、派遣社員でも、雇用形態に関係なく、どの方も取得が可能です。育休は以下の条件を満たしている必要がありますのでご注意ください。

- 条件1 1年以上雇用されている
- 条件2 子どもが1歳6ヶ月に到達しても雇用契約が継続されている
- 条件3 所定労働日数が週3日以上

原則、育児休業は子供が1歳に到達する日までとなっていますが、保育園の入園待ちなどの特別な理由があれば2歳(6ヶ月ごとの延長申請必要)に到達する日まで延長できます。休業期間中の給与が減額や無給になってしまう場合は、雇用保険から「育児休業給付金」が支給出来るなどの支援があり、休業期間の延長をしても給付金の支給ができます。